

○神戸大学における研究ライセンスの供与及びリサーチツール特許の使用許諾に関する基本方針

平成20年3月10日役員会決定

第1 目的

神戸大学（以下「本学」という。）が、他の大学等又は民間企業から、本学の研究ライセンスの供与又はリサーチツール特許の使用の許諾を求められた場合の基本方針について定めるものである。

第2 研究ライセンスの供与に関する基本方針

本学は、他の大学等から、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の研究ライセンスの供与を求められた場合、原則としてその求めに応じて研究ライセンスを供与するものとし、その対価は、原則として無償又は合理的な対価とする。

第3 リサーチツール特許の使用の許諾に関する基本方針

- 1 本学は、他の大学等又は民間企業から、基礎研究や事業化段階に入る前の研究において、本学が所有するリサーチツール特許の使用の許諾を求められた場合、原則としてその求めに応じて非排他的なライセンスを供与するものとする。
- 2 非排他的なライセンスの供与の対価は、当該特許を使用する研究の性格、当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否かを考慮した合理的な対価とする。
ただし、他の大学等へ非排他的なライセンスを供与する場合の対価は、大学等の学術振興の観点から、原則として無償とする。

第4 成果有体物の提供

他の大学等又は民間企業への成果有体物の提供については、「神戸大学成果有体物取扱細則」の定めるところにより取り扱う。

第5 用語の定義

本基本方針で使用されている用語の定義は、総合科学技術会議の「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日）に基づくものとする。

用語の定義について

「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日）に基づく用語の定義は次のとおりである。

- 1 「大学等」とは、我が国における大学、大学共同利用施設、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。
- 2 「研究ライセンス」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究のための、知的財産権の非排他的な実施許諾をいう。
- 3 「政府資金を原資として得られた研究開発」とは、契約の形態を問わず、その直接経費が政府資金のみからなる研究開発をいう。
- 4 「リサーチツール特許」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する特許をいう。